

学校傷害保険について

シンガポール日本人学校では、学校における保健安全管理面から、日本国内の「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に代わる全校児童・生徒に対する傷害保険に下記にて加入しております。

記

○契約保険会社 MSIG Insurance (Singapore) Pte Ltd

○対象及び業務 学校管理下における全児童・生徒の負傷、あるいは負傷に伴う後遺障害、及び死亡などに関して必要な給付を行う。

○保険条件

1. 給付内容

- | | |
|--|----------|
| ① 事故死（事故が直接原因で90日以内に死亡） | 20,000ドル |
| ② 両手または片手を失った場合 | 20,000ドル |
| ③ 両足または片足を失った場合 | 20,000ドル |
| ④ 両目または片目を失った場合 | 20,000ドル |
| ⑤ 手または足の指を失った場合 | 2,000ドル |
| ⑥ その他上記以外での著しい障害で、終身不自由の場合 | 20,000ドル |
| ⑦ 上記以外での医療費（8,000ドルを上限として実費に限る。 <u>交通費や診断書などは含まない。</u> ） | |

2. 備考

- A. 登下校時も対象になります。
- B. 学校行事の遠足・校外行事も対象となります。
- C. 事故当日より180日以内に要した費用が支払われます。
- D. 傷害保険の有効期間は退学した時点でその効力は失われます。（在籍時の負傷による治療費は給付されます。）
- E. 保険料は授業料に含まれています。

以上

<補足>

- ※ 学校傷害保険の払い戻しに要する期間は2か月ほどです。
- ※ 保険金は小切手で支払われます。
- ※ 領収書は詳細（患者名・支払金額・支払方法）が明記された原本をご提出ください。
- ※ 入院・手術の場合、Final Bill（退院・手術後に送付される最終的なTax Invoice）とDischarge Summary（コピー可）をご提出ください。
- ※ 差し歯がとれた場合は申請できません。健全歯に限ります。矯正器具（眼鏡など）の破損も対象外です。
- ※ 学校傷害保険の保険金払い戻しの決定は保険会社によります。

保護者 様

シンガポール日本人学校

学校傷害保険について

シンガポール日本人学校では、学校における保健安全管理面から、日本国内の「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に代わる全校児童生徒に対する傷害保険に下記にて加入しております。

記

- 契約保険会社：Mitsui Sumitomo Insurance (S) Pte.Ltd
- 対象及び業務：学校管理課における全児童生徒の負傷、あるいは負傷に伴う後遺障害、及び死亡など
に
関
し
て
必
要
な
給
付
を
行
う。

○ 保険条件
- 1. 給付内容
- ① 事故死（事故が直接原因で90日以内に死亡） 20,000ドル
- ② 両手または片手を失った場合 20,000ドル
- ③ 両足または片足を失った場合 20,000ドル
- ④ 両目または片目を失った場合 20,000ドル
- ⑤ 手または足の指を失った場合 2,000ドル
- ⑥ その他上記以外での著しい障害で、終身不自由の場合 20,000ドル
- ⑦ 上記以外での医療費（8,000ドルを上限として実費に限る。交通費や診断書などはふくまない）

2. 備考

- ① 登下校も対象になります。
- ② 学校行事の遠足・校外行事も対象となります。
- ③ 事故当日より180日以内に要した費用が支払われます。（8,000ドル上限）
- ④ 傷害保険の有効期間は退学した時点でその効力は失われます。（在籍時の負傷による治療費は給付されます。）
- ⑤ 保険料は授業料に含まれています。
- ⑥ 学校傷害保険の払い戻しに要する期間は2か月ほどです。
- ⑦ 保険金は銀行口座に支払われます。
- ⑧ 保険申請対象外は差し歯の損傷、矯正器具（メガネ）の損傷。遺伝的疾患に関する損傷など。
- ⑨ 治療が完治してからの申請となります。

3. 申請に必要な書類

- ① 領収書原本（患者名・支払金額・支払方法が明記）をご提出ください。
- ② 入院・手術の場合、**Final Bill**（退院、手術後に送付される最終的な **Tax Invoice**）と **Discharge Summary**（コピー可）をご提出ください。

1	児童生徒氏名（ローマ字で記入）	
2	児童生徒パスポート番号/FIN 番号	
3	銀行口座名義人氏名（ローマ字で記入）	
4	銀行口座名義人パスポート番号/FIN 番号	
5	銀行名/銀行コード	
6	支店名/支店コード	
7	銀行口座番号	
8	医療費の合計金額	